

農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書

年 月 日

農業委員会会長 殿

願出人 住所

氏名 印

下記の農地の競売（公売）に参加したいので、買受適格者であることを証明願います。

記

1 買い受けようとする農地（採草放牧地）の表示

土地の所在				地目		面積 (m ²)	備考
市町村名	大字	字	地番	登記簿	現況		

2 その他参考事項

- (1) 競（公）売人の住所： _____
- (2) 競（公）売人の氏名： _____
- (3) 競（公）売の時期： _____
- (4) 競（公）売の場所： _____

願出人は、上記願出のとおり買受適格を有することを証明します。

年 月 日

農業委員会会長 印

(注意) 本証明は発行の日より1年間有効とする。

様式第12号の1-①

申請書1の欄の願出人の氏名等

願出人	氏名	押印	年齢	職業	住 所
譲受人					

申請書2の欄の証明を受けようとする土地の所在等

土地の所在				地目		面積 (㎡)	対価、賃料等 の額(円) [10a当たりの額]	所有者の氏名 又は名称 〔現所有者が 登記簿と異 なる場合〕	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
市町村 名	大字	字	地番	登記簿	現況				権利の種 類、内容	権利者の氏 名又は名称
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		
							[/10a]	[]		

農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書（別添）

I 一般申請記載事項

1-1

＜農地法第3条第2項第1号関係＞

権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

＜農地法第3条第2項第5号関係＞

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積（農地・採草放牧地）の状況

特例（集約的に行われる事業等）の該当有無 有 無 ※「有」の場合は、様式第1号-③添付

[経営地]

(単位：㎡)

	今回権利を取得する土地①	所有地		所有地以外の土地		経営面積合計 ①+②+③
		自作地②	貸付地	借入地③	貸付地	
田						
畑						
樹園地						
計						
採草放牧地						

[非耕作地]

	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記	現況		
非耕作地	所有地				
	所有地以外の土地				

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 <農地法第3条第2項第1号関係>

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況

- (1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積 …営農計画書の添付
- (2) 大農機具又は家畜

	所有	大農機具				
		耕うん機	トラクター	農薬散布機	草刈機	その他()
確保	台	台	台	台	台	
	台	台	台	台	台	
導入	台	台	台	台	台	
	台	台	台	台	台	
予定	資金繰り	該当するものに○を付すこと 自己資金・金融機関からの借入れ・その他()				

家畜				
乳牛	肉用牛	豚	鶏	その他()
頭	頭	頭	羽	

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りに関しても記載してください。

2 <農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載)
その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

3 <農地法第3条第2項第3号関係>
信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載)

--

4 <農地法第3条第2項第1号及び第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載)
権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への
従事状況
(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の
親族をいいます。)

(1) 農作業に従事する者

	氏名	年齢	権利取得者 との続柄	職業	農作業従 事日数	農作業経験 の状況	通作距離 ・時間	
権利取得者							km・分	
世帯員等そ 他常時雇 用 (構成員)							km・分	
							km・分	
							km・分	
							km・分	
							km・分	
現在： 名 ・ 増員予定： 名 (農作業経験の状況：)								
臨時雇用	年間延日数 日							
	年間延人数	現在： 名	(農作業経験の状況：)					
		増員予定： 名	(農作業経験の状況：)					

(2) その者の農作業への従事状況 (該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)
(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にある
ことをいいます。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事 業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事 する期間												

(記載要領)

- 1 農作業経験等の状況の記入例 農作業暦〇〇年、農業技術修学暦〇〇年
- 2 通作距離及び距離は、住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地ま
での平均距離又は時間を記載して下さい。

5 <農地法第3条第2項第7号関係>
周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、
権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農
業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等に
ついて記載してください。)

--

6 その他参考となるべき事項

--

農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書（別添）

I-① 一般申請記載事項（経営面積の特例・転貸）

1 <農地法第3条第2項第5号関係>（経営面積の特例の場合のみ記載）

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）以下のいずれかに該当する場合は、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあるに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。
（「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。）
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

2 <農地法第3条第2項第6号関係>（転貸する場合のみ記載）

転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝、裏作の作付内容＝）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権（民法（明治29年法律第89号）第269条の2第1項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合
（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」の欄に記載してください。）
- 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
（景観法（平成16年法律第110号）第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2（効率要件）、2（農地所有適格法人要件）以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体（都道府県を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

農地所有適格法人としての事業等の状況

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年(実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況 (組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し(その有する議決権を記載したもの)を添付してください。)

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への従事状況 (年 か月)		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計
 農業関係者の議決権の割合

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間：(年 月 日) から (年 月 日) まで

(2) 関連事業者 (法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)

議決権の数の合計

関連事業者等の議決権の割合

(留意事項)

- 1 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 2 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)のいずれかに基づく認定です
- 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

<農地法第2条第3項第3号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

(1) 農業(労務管理や市場開拓等も含む。)への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況 (年 月)				
			農作業への常時従事の有無				
			直近実績	見込み	直近実績	見込み	

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間:(年 月)

(2) 「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況

(該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「<=>」、見込みは「<-->」で示して下さい)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

様式第12号の1(別紙)

(記載要領)

- 1 「1-1 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 2 「1-1 事業の種類」の「関連事業等」とは、
 - (1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業です。
- 3 「1-2 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- 4 「2(1)農業関係者」欄には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 「2(2)関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。
- 6 「農業への従事状況」には、その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。
- 7 「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることです。

農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書

平成 年 月 日										
沖縄県知事			殿			願出人			印	
下記により、転用ための農地（採草放牧地）の買受適格証明書の交付を願出します。										
1 願出人の住所等	願出人	氏 名			年 令	職 業	住 所			
	譲受人									
2 証明を受けようとする土地の所在、地目面積、利用状況、高および耕作者の氏名	土 地 の 所 在				地 目		面積 ㎡	利用 状況	耕作者 氏 名	
	市町村	大字	字	地 番	登記簿	現況				
計 ㎡(田 ㎡ 畑 ㎡ 採草放牧地 ㎡)										
3 転用計画	(1) 転用の目的		1. 一般住宅 2. 農家住宅 3. その他()			(2) 権利を移転しようとする事由の詳細				
	(3) 事業操業または施設の利用期間 年 月から 年間									
	(4) 転用事業の時期及び転用の目的に係る事業、または施設の概要		工事計画	名 称	棟数	建築面積	所要面積			
			土地造成							
建築物										
工作物計										
4 資金計画	工事費		万円(自己資金			万円 借入金		万円)		
5 周辺への被害防除対策										
6 その他参考となるべき事項										
※ 入札公告の内容	入札期間		平成 年 月 日から			平成 年 月 日				
	開札期日		平成 年 月 日							
	売却決定日		平成 年 月 日							
	事件番号		平成 年 () 第 号							
上記2の農地につき、願出人は買受適格者であることを証明する。										
平成 年 月 日 沖 縄 県 知 事										

注1) 本証明は発行の日より1年間有効とする。

注2) 当願出に係る転用事業につき農地法以外の他法令の許認可が必要な場合、その許認可の見込みが得られない場合は、農地転用が許可されない場合がある。

様式第12号の3

第 号
平成 年 月 日

沖縄県知事 あて

農業委員会会長名 印

農地法第5条第1項の規定に基づく許可を要する農地等の
買受適格証明願出書の進達について

みだしのことについて、別添のとおり証明の願出がありますので、意見を付して進達します。

様式第13号の1

農地法第 条第1項の規定による転用許可指令書の証明願出書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

譲受人 住所
氏名 印

譲渡人 住所
氏名 印

平成 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で許可の通知を受けた指令書について、下記のとおり許可指令書の土地と分筆後の土地が同一であることを証明願います。

記

1 土地の所在及び面積

	土地の所在・地番	面積
指令書の土地		
分筆後の土地		

2 願出の理由

3 添付書類

- ① 上記土地が同一であることを証する書面（登記簿謄本・公図）
- ② 許可指令書の写し

証明欄

願い出のとおり証明する。

平成 年 月 日

沖縄県知事

様式第13号の2

第 号
平成 年 月 日

沖縄県知事 へ

農業委員会会長名 印

農地法第 条第1項の規定による転用許可指令書の
証明の願い出について（進達）

みだしのことについて、別添のとおり許可指令書の土地と分筆後の土地が同一であることについて証明を求める願い出がありましたので、下記のとおり意見を付して進達します。

記

意見

証明を相当とする
(証明は相当と認められない)

様式第13号の3

農地法第 条第1項の規定による転用許可指令書の訂正承認願出書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

譲受人 住所
氏名 印

譲渡人 住所
氏名 印

平成 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で許可の通知を受けた指令書の記載事項について、下記のとおり訂正することを承認願います。

記

- 1 土地の所在地番、面積
- 2 転用目的
- 3 訂正を必要とする事項

指令書の記載	
訂正する記載事項	

- 4 願出の理由

- 5 添付書類

- ① 訂正を要することを証する書面(契約書等)
- ② 許可指令書の写し(朱書き訂正すること)

証明欄

願い出のとおり承認する。

平成 年 月 日

沖縄県知事

様式第13号の4

第 号
平成 年 月 日

沖縄県知事 あて

農業委員会会長名 印

農地法第 条第1項の規定に基づく転用許可指令書の
訂正承認の願い出について（進達）

みだしのことについて、別添のとおり許可指令書の記載事項について訂正することの願い出がありましたので、下記のとおり意見を付して進達します。

記

意見

訂正を相当とする
(訂正は相当と認められない)

沖縄県知事 殿

譲受人
住所
氏名

譲渡人
住所
氏名

農地法第 条許可指令書の内容証明願出書

下記の農地について、平成 年 月 日付沖縄県指令農第 号をもって
なされた農地法第 条の許可指令書を 農業委員会を経由して受領致しました
が、下記の理由により内容証明願いたく申請致します。

記

- 1 土地の所在地
- 2 面 積 m^2
- 3 転 用 目 的
(※転用の場合のみ記入)
- 4 権利の移転等
(※第4条の場合は記入不要)
- 5 理 由
- 6 必 要 部 数

※第4条の場合は、上記の譲渡人・譲受人は申請人とする。

第 号
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長名 印

農地法第 条許可指令書の内容証明願出書について（進達）

みだしのことについて、別紙のとおり農地法第 条許可書の内容証明願出書発行依頼がありましたので関係書類を添付し進達します。

記

- 1 許 可 日 平成 年 月 日
- 2 指 令 番 号 沖縄県指令農第 号
- 3 譲 受 人 氏名
住所
譲 渡 人 氏名
住所
- 4 土地の所在地
- 5 面 積 m²
- 6 転用目的
(※転用の場合のみ記入)
- 7 権利の移転等
(※第4条の場合は記入不要)
- 8 理 由

※許可指令書の写しを添付。

※第4条の場合は、上記の譲渡人・譲受人は申請人とする

農地法第 条許可指令書の内容証明

譲受人 住所

氏名

譲渡人 住所

氏名

上記の者は、下記内容につき、許可を得ていることを証明する。

平成 年 月 日

沖縄県知事

記

1 許 可 地

2 許 可 年 月 日

3 権利の移転等
(※第4条の場合は記入不要)

4 転 用 目 的
(※転用の場合のみ記入)

※第4条の場合は、上記の譲渡人・譲受人は申請人とする

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請人 住所
氏名

申請人 住所
氏名

農地法第 条許可申請の取下げ願い

下記の許可申請については取り下げます。

記

- 1 申請年月日
- 2 土地の所在地
- 3 面積 m^2
- 4 取下げ理由

農政第 号

上記の願い出のとおり受理し、申請書類を返戻する。

平成 年 月 日

沖縄県知事



番 号
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長名

農地法第 条許可申請の取下げ願いについて（進達）

みだしのことについて下記のとおり農地法第 条許可申請の取下げ願いがありましたので進達します。

記

- 1 申請人 住所
氏名
- 2 取下げ理由
- 3 進達年月日

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請人 住所
氏名 印

申請人 住所
氏名 印

農地法第 条許可の取消し願い

下記の許可については取り消し願います。

記

- 1 許可年月日
- 2 指令番号
- 3 土地の所在地
- 4 面積 m^2
- 5 取消しを必要とする理由（くわしく）
- 6 添付書類 許可書（原本）
許可書が添付できない場合は、理由を記載すること。

沖縄県達農第 号

上記の願い出のとおり許可を取り消す。

平成 年 月 日

沖縄県知事



(注) 第3条・第5条の場合は、譲渡人・譲受人の連名ですること。

番 号
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長名

農地法第 条許可の取消し願いについて（進達）

みだしのことについて下記のとおり農地法第 条許可の取消し願いがありましたので進達します。

記

- 1 申請人 住所
氏名
- 2 許可年月日
- 3 指令番号
- 4 土地の所在地
- 5 面積 m^2
- 6 転用（取得）目的
- 7 意見（くわしく）

（注）第3条・第5条の場合は、譲渡人・譲受人の連名ですること。

様式第15号の1

(現況証明・非農地証明取扱要領)

現況証明願

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

願出人 住所
氏名 印

下記の土地は、次のとおり農地法の規定により転用許可を受け、又は転用許可を要しない事案に該当し、現況は、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことを証明願います。

- 1 平成 年 月 日付 許可番号 農第 号
- 2 転用目的
- 3 土地の表示

土地の所在 地番	登記簿地目	現況地目	面積 (㎡)	所有者

----- 以下は記入しないで下さい。 -----

上記願い出のとおり、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことを証明する。
(上記願い出については、証明できません。)

平成 年 月 日

農業委員会会長 印

様式第15号の2

(現況証明・非農地証明取扱要領)

非農地証明願

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

願出人 住所
氏名

印

下記の土地は、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことを証明願います。

1 土地の表示

土地の所在 地番	登記簿地目	現況地目	面積 (㎡)	所有者

----- 以下は記入しないで下さい。 -----

上記願い出のとおり、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことを証明する。

(上記願い出については、証明できません。)

平成 年 月 日

農業委員会会長

印

様式15号の3

(現況証明・非農地証明取扱要領)

非農地証明願 現地確認調査書

整理番号

願出人		住所			氏名	
土地の所在						
地目	登記簿		現況		面積(m ²)	
調査年月日	平成 年 月 日					
調査員 職・氏名・印	委員					
	事務局					
土地の状況	表土	浅い	深い	ほとんどない	普通	
	土質等	(マージ クチャ ニービ ジャーガル 岩 砂) (コーラル敷 砂混じり 石混じり 湿地帯)				
	形状	平坦	傾斜地 (緩 急)		崖	窪地 台地 丘
	位置	高	低	平場		
	状況	山林 (内 裾野 隣接) 樹木 ((密 疎 無)、(高 普通 低)) (種類 . .) 雑草 (密 疎 無)				
	周囲	畑	原野	山林	宅地	雑種地 其他
	広がり	広い 狭い (道路、崖、原野、山林、宅地、保安林、海岸、その他) により区画されている				
	土地利用計画等	農用地 区域	農振 白地	用途 地域内	市街化 調整区域内	
願い出人の 申し立て内容						
調査員の意見				証明相当	取扱要領 該当項目	
				証明不可		

※現地確認の際の写真等を添付すること。

非農地証明願処理簿

年 月 日 処理

整理番号	願い出年月日	願出人 住所氏名	土地の所在地番	登記簿地目	現地目	面積㎡	所有者	住所氏名	処理結果	要領該当項目
									証明する	
									証明しない	
									証明する	
									証明しない	
									証明する	
									証明しない	
									証明する	
									証明しない	
									証明する	
									証明しない	
									証明する	
									証明しない	
									証明する	
									証明しない	

農地法第18条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所
氏名 印

下記土地について賃借権の〇〇をしたいので、農地法第18条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏名	住所	備考
貸貸人			
賃借人			

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	利用状況	耕作(利用)年数
	登記簿	現況			

3 賃貸借契約の内容 別紙賃貸借契約書写しのとおり

4 賃貸借の〇〇をしようとする事由の詳細

5 賃貸借の〇〇をしようとする日 平成 年 月 日

6 土地の引渡しを受けようとする時期 平成 年 月 日

7 賃借人の生計(経営)の状況及び貸貸人の経営能力

(1) 土地の状況

	農地の面積									採草放牧地の面積			備考	
	自作地			借入地			貸付地			貸付地以外の所有地	借入地	貸付地		
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計					
貸貸人													山林宅地	a m ²
賃借人													山林宅地	a m ²

(2) 土地以外の資産状況

項 目		賃 貸 人	賃 借 人
所有大農機具の 種類とその数量	種 類		
	数 量		
飼養家畜の種類 とその頭羽数	種 類		
	数 量		
そ の 他			
固 定 資 産 税 額			
市町村民税の所得決定額			

(3) 世帯員等（構成員）の状況

	世帯員等 (構成員) (15歳以上) のものの 氏 名	性 別	年 令	世帯員(構成員)就業等の状況(○印を付す)					備 考
				農 業 従事者	農業以外の 業務を兼ね るもの	農業外 の職業 従事者	農地法第 2条第2 項該当者	常 時 出稼者	
賃貸人									年雇(常雇) 男 人、女 人 臨時雇年延 男 人、女 人 15歳未満の世帯員 (構成員) 男 人、女 人
賃借人									年雇(常雇) 男 人、女 人 臨時雇年延 男 人、女 人 15歳未満の世帯員 (構成員) 男 人、女 人

8 賃借権の解約に伴い支払う給付の種類等

土地の別		離作料 支給土地 の面積	毛上補償		離作補償		代地補償		備考
			10a当り	総量	10a当り	総量	地目	面積	
農地	田								
	畑								
採草放牧地									

9 信託事業に係る信託財産

--

(記載要領)

- 1 本文、記の4及び5には、「解除」等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「申請者」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、記の1の「賃貸借の当事者の氏名等」の備考欄に主たる業務の内容を記載してください。
- 4 記の3の「賃貸借契約の内容」は様式どおり「別紙賃貸借契約書写しのとおり」と記載し、賃貸借契約書の写しを添付しますが、賃貸借契約のない場合には賃貸借契約の時期、契約の期間、年額の借賃(借賃として定額の金銭以外のものを定めている場合にはそのものを金銭に換算した額を併記します。)、土地改良費、修繕費、その他の負担区分等の契約の内容につき詳細に記載してください。
- 5 記の7(2)は、現に使用等しているものについて記載し、その性能等をできる限り詳細に記載してください。また法人にあっては固定資産税額、市町村民税の所得決定額は、法人について課される額を記載し、その他として法人税、事業税について記載してください。
- 6 記の9は、信託事業に係る信託財産について行われる場合には、信託による貸付終了年月日を、また、その賃貸借がその信託財産に係る信託の引き受け前から既に終了していた場合には、その賃貸借の開始年月日、信託契約を行なった年月日及び信託契約終了年月日を記載してください。

農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書

平成 年 月 日

農業委員会 (知事受付 年 月 日 号)

土地区分	農 地	採草放牧地	申 請 提 出 期 限 当 否 判 定	申請受付	平成 年 月 日		市 町 村 農 業 委 員 会 の 意 見	決定・平成 年 月 日			
目的区分	耕作目的	転用目的		相手方通知予定	平成 年 月 日			却 下	不 許 可		
申請区分	合 意	賃 貸 人		賃 借 人	契約期間満了	平成 年 月 日		第2項第1号該当			
解 除					土地引渡希望	平成 年 月 日		第 2 号 該 当	第4条第5条意見提出 平成 年 月 日 意見書第 号		
解 約					期間の定め のあるもの	同左一 時賃貸			期間の定め のないもの	第3号 該当	
更新拒絶				当	否	当	否	第4号 該当			
条件を変 更しなけ れば更新 拒絶				当	否	当	否	第5号 該当			
								無条件許可		条件付許可	

		申請書の申述する事実	相手方の見解	農業委員会の事実認定と意見	
第 18 条 第 2 項 該 当 審 査 事 項	第 1 号				
	第 2 号				
	第 3 号	賃借人の相当の生活の維持が困難とならないか			
		賃貸人は第3者に賃貸又は売却するおそれはないか			
		賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの能力と技術が十分にあるか			
		賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか			
	第 4 号	農地所有適格法人の要件を欠いていないか			
		賃貸人は第3者に賃貸又は売却するおそれはないか			
		賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの技術があるか			
		賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか			
第 5 号					
(備 考)					

意見決定の理由、許可の場合の条件	意見決定上問題となった事項	知事の決定 平成 年 月 日 (指令第 号)			
		許 可	無条件	却 下	不許可
		一部許可	条件付		
		指 令 接 受 平成 年 月 日			
		本 人 通 知 平成 年 月 日			

都道府県農業会議の見解

(記載要領)

- 1 「土地区分」「目的区分」「申請提出期限」「農業委員会の意見」欄については該当するものに○を付し、申請区分については該当欄に○を付す。
- 2 「第18条第2項の該当審査事項」の「備考」欄には、申請当事者の一方が農地所有適格法人である場合には、当該農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった年月日又は賃貸人が農地所有適格法人の構成員でなくなった年月日若しくはその常時従事者でなくなった年月日を、信託事業に係る信託財産について行われる場合には信託による貸付終了年月日を、またその賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存在していた場合には、その賃貸借の開始年月日、当該農地について信託契約を行った年月日及び信託契約終了年月日を記載する。

農地法第18条第1項の規定による許可申請に係る許可指令書

指令第 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

沖縄県知事 印

平成 年 月 日付けをもって農地法第18条第1項の規定による許可申請のあった農地（採草放牧地）の賃貸借の〇〇については、下記により許可します。

記

1 当事者の氏名等

賃貸人 住 所
氏 名
賃借人 住 所
氏 名

2 許可する土地

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現 況		

3 条件

(記載要領)

- 1 本文には「解除」等該当する用語を記載する。
- 2 不許可又は却下をする場合には、様式本文中「下記により許可します。」とあるのを、「下記理由により許可しません。」又は「下記理由により却下します。」とし、その理由を記載する。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 4 都道府県知事が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「[教示]

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、那覇市おもろまち2丁目1番地1号内閣府沖縄総合事務局長に提出して下さい。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

農地法第18条第1項第4号（第5号）の規定による届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名 印

下記農地（採草放牧地）について、農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けて設定された賃借権（農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって同法第18条第2項第6号に規定する者に設定された賃借権）を解除するので、同法第18条第1項第4号（第5号）の規定により届け出ます。

記

1 当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

3 賃貸借契約の内容

4 解除しようとする賃貸借の目的となっている土地が適正に利用されていない状況の詳細

5 賃貸借を解除しようとする日

平成 年 月 日

6 土地の引渡しの時期

7 その他参考となるべき事項

様式第16号の4

(記載要領)

- 1 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 記の2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。

受 理 通 知 書

番 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 殿

農業委員会会長 印

平成 年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第18条第1項第4号（第5号）の規定による賃貸借の解除の届出についてはこれを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1 当事者の氏名等

当事者	氏 名	住 所
賃貸人		
賃借人		

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現況		

3 届出書が到達した日

平成 年 月 日

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 届出の効力発生は、届出書が到達した日であるので、その日付を記載する。
- 3 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのを「不受理通知書」とし、また、様式本文中「これを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。
- 4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

農地法第18条第6項の規定による通知書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

通知者 (賃貸人) 住所
氏名 印

(賃借人) 住所
氏名 印

下記土地について賃貸借の〇〇をしたので、農地法第18条第6項の規定により通知します。

記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
賃貸人		
賃借人		

2 土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

3 賃貸借契約の内容

4 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細

5 賃貸借の解約の申入れ等をした日

賃貸借の解約の申入れをした日 平成 年 月 日

賃貸借の更新拒絶の通知をした日 平成 年 月 日

賃貸借の合意解約の合意が成立した日 平成 年 月 日

賃貸借の合意による解約をした日 平成 年 月 日

6 土地の引渡しの時期

7 その他参考となるべき事項

様式第16号の6

(記載要領)

- 1 本文には解約の申入れ、更新拒絶の通知、合意解約等該当する用語を記載してください。(合意解約の場合は「通知者氏名」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 通知者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 4 記の3の「賃貸借契約の内容」については、別紙賃貸借契約書の写しのとおり記載し、賃貸借契約書の写しを添付してください。
- 5 記の5の「賃貸借の解約の申入れ等をした日」については、該当事項にその年月日を記入しますが、合意解約の場合にあっては、その合意が成立した日及びその合意による解約をした日の双方に記載してください。

遊休農地の有効利用を進めるための調査個表

～利用状況調査の実施に係る確認項目～

本調査は、利用状況調査の実施と合わせて行い、遊休農地と判定された農地が、中間管理機構で借受け可能か否かの判断を行うにあたり、参考とするものである。

※本調査表の記載に当たって、記載者がその内容について、責任を負うものではない。

<基本情報>

対象農地の地番	
土地改良事業の有無	<input type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 未整備
農業振興地域内の区域	<input type="checkbox"/> 地域内・白地 <input type="checkbox"/> 地域内・青地

<確認項目>

項目	設問	判定基準	チェック後の対応
1. 調査の立入り	1-1	<input type="checkbox"/> 立入りが不可能	チェック終了
	1-2	<input type="checkbox"/> 立入りが可能	「2」へすすむ
2. 利用状況の分類	2-1	<input type="checkbox"/> 耕作されている又は見込まれる	チェック終了
	2-2	<input type="checkbox"/> 再生が相当困難な農地(森林化等)	
	2-3	<input type="checkbox"/> 1号遊休農地(耕作されておらず、引き続き耕作される見込みのない農地)	「3」へすすむ
	2-4	<input type="checkbox"/> 2号遊休農地(利用状況が粗放的な農地・荒し作り)	
3. 遊休農地の状況①	3-1	<input type="checkbox"/> 下記のいずれかに該当 <input type="checkbox"/> 進入路がない <input type="checkbox"/> 排水性等ほ場条件が悪い <input type="checkbox"/> 廃棄物等がある	チェック終了
	3-2	<input type="checkbox"/> 上記に該当しない農地	「4」へすすむ
4. 遊休農地の状況②	4-1	<input type="checkbox"/> 白地にある独立した農地であつ近隣の農地を含め、まったく利用が見込めない農地	チェック終了
	4-2	<input type="checkbox"/> 上記に該当しない農地	「5」へすすむ
5. 借受見込のある遊休農地の状況	5-1	<input type="checkbox"/> 荒廃の程度が軽度(ロータリ等で整地が可)な農地	「6」へすすむ
	5-2	<input type="checkbox"/> ススキや低木等が散在する農地	
	5-3	<input type="checkbox"/> 農地全面がススキや低木等に覆われた農地	
6. 遊休農地の境界	6-1	<input type="checkbox"/> 不明瞭	チェック終了
	6-2	<input type="checkbox"/> 明瞭 (目視により杭・植物等で境界の確認が可能な場合も含む)	

※「白地」…農業振興地域内であつ、農用地区域外にある農地。

利用意向調査書

平成 年 月 日

住所

氏名 殿

農業委員会会長 印

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ことから、農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査を行いますので、別添の「農地における利用の意向について」に必要事項を記入の上、○月○日(注)までに同封の返送用封筒にて返送してください。

(注) 1月未までの範囲で設定すること。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m ²)

2 利用状況

(1) 調査年月日

(2) 利用状況

3 留意事項

以下のいずれかに該当する場合には、農地法第36条の規定に基づき農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告しますので、留意願います。

なお、当該勧告にも応じなかった場合には、都道府県知事の裁定により、当該農地に農地中間管理機構の利用権が設定される可能性があります。また、勧告が行われると、当該勧告の対象となった農地の固定資産税及び都市計画税の評価額が引き上げられ、固定資産税額及び都市計画税額が増えることとなります。

(1) 自ら耕作する意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6ヵ月を経過した日においても、その農業上の利用の増進が図られていないとき。

(2) 自ら所有権の移転・賃貸借の設定を行う意思を表明した場合において、その表明のあった日から起算して6ヵ月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われていない

とき。

(3) 農業上の利用を行う意思がないとき。

(4) 本通知発出日から起算して6ヵ月を経過した日においても意思の表明がないとき。

なお、上記に該当する場合でも、その農地が農業振興地域外である場合や、正当の事由があるとき（農地中間管理機構から、その農地が農地中間管理事業規程において定められた基準に適合しない旨の通知があった場合等）は、この限りではありません。

(記載要領)

1 通知の相手方が複数いる場合は、あて名は連名にした上でそれぞれに通知すること。

2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

(備考)

1 必要に応じて、農地中間管理事業の概要等を別途記載することができます。

2 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

農地における利用の意向について

平成 年 月 日
 住所
 氏名 印
 電話番号

下記の農地について以下のとおり利用します。

なお、本日から6月を経過する日までに農業上の利用の増進が図られない場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第39条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、賃借権等の設定が行われる場合があることについて承知いたします。

記

農地の所在等と利用の意向

所在・地番	地目	面積（㎡）	利用の意向（以下の選択肢の番号（⑤の場合は、意向の具体的内容）を記入）

【農地の利用の意向の選択肢】

- ① 当該農地について、農地中間管理機構（機構名：〇〇）が行う農地中間管理事業を利用します。（注1）
- ② 当該農地について、農地利用集積円滑化団体（団体名：〇〇）が行う農地所有者代理事業を利用します。（注2）
- ③ 当該農地について、自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行います。
- ④ 自ら耕作します。
- ⑤ その他

（注1）農業振興地域内の農地についてのみ選択可能。また、農地の所有者のみ選択可能。

（注2）市街化区域外の農地についてのみ選択可能。また、農地の所有者のみ選択可能。

（記載要領）

- 1 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載して下さい。

（備考）

- 1 必要に応じて、農地中間管理事業の概要等を別途記載することができます。
- 2 農地の所在等と利用の意向欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

公 示

下記農地は農地法第32条第1項第○号に該当する農地であるので、同条第3項の規定に基づき公示する。

平成 年 月 日

農業委員会会長 印

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m ²)	農地に関する権利の種類	農地法第32条第1項の該当号	農地の所有者等の情報

農地法第32条第1項第1号及び第2号

第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

2 この公示は、農地法第32条に基づく利用意向調査を受けるべき農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して6か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第43条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

(記載要領)

1 記の1の「農地法第32条第1項の該当号」欄には、当該農地が農地法第32条第1項各号のいずれに該当するかを記載する。

2 記の1の「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。

公示した旨の通知

平成 年 月 日

住所
氏名 殿

農業委員会会長 印

下記農地は、○年○月○日付けで行った利用状況調査の結果、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ものと判断がなされました。

しかしながら、当該農地の所有権又は所有権以外の権限について二分の一を超える持ち分を有する者を確知できなかったため、別添のとおり公示しましたのでその旨通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m ²)	農地に関する権利の種類	農地法第32条第1項の該当号	農地の所有者等の情報

農地法第32条第1項第1号及び第2号

第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

2 この公示があった日から起算して6か月以内にその農地又はその農地について、申出がなかった場合には、農地法第43条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがありますので、申し添えます。

(記載要領)

- 1 記の1の「農地法第32条第1項の該当号」欄には、当該農地が農地法第32条第1項各号のいずれに該当するかを記載する。
- 2 記の1の「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。
- 3 公示の写しを添付する。

農地法第32条第3項に基づく申出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所：
氏名： 印

農地法第32条第3項の規定に基づき、下記農地の所有者等であることを申し出ます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2 権限を証する書類 (別添)

- (1)
- (2)
- (3)

(記載要領)

- 1 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 3 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合には、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 4 「所有権以外の権利に関する事項」については、届出者に所有権以外の権原が設定されている場合に記載してください。「内容」欄には、権利 (賃借権等) の存続期間、借賃等を記載してください。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

農地法第43条第1項に基づく通知

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長 印

農地法第32条第3項の規定に基づき公示した下記農地について、所有者等からの申出がなかった
ので、同法第43条第1項に基づき通知します。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m ²)	農地に関する 権利の種類	農地法第32 条第1項の 該当号	農地の所有 者等の情報

農地法第32条第1項第1号及び第2号

第1号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

第2号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

(記載要領)

- 1 「農地法第32条第1項の該当号」欄には、当該農地が農地法第32条第1項各号のいずれに該当するかを記載する。
- 2 「農地の所有者等の情報」欄には、調査等で知り得た情報をできる限り記載する。
- 3 公示の写しを添付する。

利用権の設定に関する裁定の申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者名 印

農地法第43条第1項の規定に基づき、下記の農地を利用する権利の設定に関する裁定を申請します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の情報

2 農地の利用の現況

3 利用計画の内容の詳細

4 希望する権利の始期等

始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

5 その他参考となる事項

(記載要領)

- 1 記の1の「所有者等の情報」欄には、農地法第43条第1項の規定に基づく農業委員会からの通知(様式例第13号の14)の情報等を記載する。
- 2 提出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

措置命令書

番 号
平成 年 月 日

住所

氏名 殿

市町村長 印

下記の農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）農地であり、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じているため（又は生じるおそれがあるため）、農地法第44条第1項の規定に基づき支障の除去等の措置を講ずることを命じます。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	農地に関する権利の種類	備考

2 講ずべき支障の除去等の措置の内容

3 命令の履行期限

年 月 日

4 命令を行う理由

（留意事項）

- 命令の履行期限までに支障の除去等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき又は講ずる見込みがないときは、当職において支障の除去等の措置の全部又は一部を講じ、当該措置に要した費用を徴収する場合があります。
- 本命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処されます（農地法第66条）。

（教示）

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団

である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

農地法施行規則第78条第2号に基づく申出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所：

氏名： 印

下記の農地について、農地法施行規則第78条第2号の規定に基づき、耕作の事業の継続が困難であって、農地法第33条第2項において読み替えて準用する農地法第32条第3項の規定による公示が必要である旨を申し出ます。

記

農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	登記名義人 (※1)	登記名義人と申請者 との関係 (※2)

(注) (※1)、(※2) については分かる範囲で記載して下さい。

相続人関係図等を添付することも可能です。

(記載要領)

届出者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。

(備考)

- 1 農地の所在等欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 「農地法第33条第2項において読み替えて準用する農地法第32条第3項の規定による公示」とは、当該農地について、過失がなくてその農地の所有者等（その農地が相続等により共有状態になっている場合には、2分の1を超える持分を有する者）を確知することができないときに、その旨を公示するものです。

この公示によっても所有者等が確知できない場合には、都道府県知事の裁定を経て、農地中間管理機構が当該農地の利用権を取得することがあります。

農地法施行規則第78条第3号に該当する旨の通知

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者名 印

下記農地について、農地法施行規則第78条第3号に該当することから通知します。

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

2 農地中間管理権の内容

内容	始期	終期	所有者の住所・氏名・電話番号

3 その他参考となるべき事項

(留意事項)

この通知を受けた農業委員会は、「農地法の運用について」第3の3の(3)のアの(ア)による調査を実施し、その結果、所有者又はその相続人を確知できない場合は、農地法第33条第2項において読み替えて準用する法第32条第3項の規定による公示を実施すること。

(記載要領)

記の3の「その他参考となるべき事項」には、農地中間管理機構を設定した農地の所有者又はその者が死亡している場合はその相続人との連絡状況や、農地中間管理機構が行ったそれらの者の居所・所在の調査の内容等、農業委員会が「農地法の運用について」第3の3の(3)のアの(ア)による調査を行う際に参考となるべきことを記載する。

農地法第35条第1項に基づく通知

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿

農業委員会会長 印

農地法第35条第1項の規定に基づき、下記農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったので通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)

所有権に関する事項	所有者の氏名		
所有権以外の権利に関する事項	権利の種類	内容	権利を有する者の氏名

2 所有者等の連絡先

住所：

電話番号：

(記載要領)

- 「所有権に関する事項」については、所有者が法人である場合においては、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 「所有権以外の権利に関する事項」については、所有権以外の権原が設定されている場合に記載する。「内容」欄には、権利（賃借権等）の存続期間、借賃等を記載する。法人である場合は、「権利を有する者の氏名」欄には、法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

勧告書

平成 年 月 日

住所

氏名

殿

農業委員会会長 印

農地法第36条第1項の規定に基づき、下記の農地について、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し、同機構と協議すべきことを勧告します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利の種類

2 勧告の理由

〇〇のため、農地法第36条第1項第〇号に該当します。

3 農地中間管理機構の連絡先

農地中間管理機構名：

住所：

電話番号：

(留意事項)

勧告があった日から起算して2ヶ月以内に農地中間管理機構との協議が整わず、又は協議を行うことができないときは、農地中間管理機構が都道府県知事に対し、上記農地について農地中間管理権の設定に関し、裁定を申請することがあることを申し添えます。

この勧告に対する問い合わせ先は次のとおりです。

農業委員会の連絡先

電話番号：

担当者名：

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 記の2の「勧告の理由」については、当該農地に対してこれまで実施した利用状況調査や利用意向調査の概要やそれに対する所有者等の対応状況等、勧告に至る経緯を具体的に記載すること。

農地法第36条第1項に基づく勧告を行った旨の通知書

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者氏名 殿
(農地の所有者氏名 殿)

農業委員会会長 印

下記農地の所有権等に対して、農地法第36条第1項の規定に基づき勧告したので、同条第2項に基づき通知します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	所有者等の住所・氏名・電話番号

2 農地中間管理機構は、上記農地の所有者等に連絡してください。

3 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 記の1の農地の所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 農地の所有者あてに通知する場合は、記の2を削る。
- 3 記の3の「その他参考となるべき事項」には、勧告書の内容、土地の状況を記載する（必要に応じて図面、写真等を添付）。

農地中間管理権の設定に関する裁定の申請書

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

農地中間管理機構の名称及び代表者名 印

平成 年 月 日に、農地法第36条第1項に基づき農地中間管理権の取得に関し勧告が行われましたが、2か月以内に勧告を受けた者との協議が調わなかった（又は協議を行うことができなかった）ので、同法第37条の規定に基づき農地中間管理権の設定に関する裁定を、下記のとおり申請します。

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の住所・氏名

2 農地の利用の現況

3 利用計画の内容の詳細

4 希望する農地中間管理権の始期等

始期	存続期間	借賃	支払方法

5 その他参考となる事項

（記載要領）

- 1 代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 所有者等が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和解の仲介申立書

平成 年 月 日

農業委員会 御中

申立人 住所
氏名

- 1 相手方の住所及び氏名
- 2 紛争に係る農地等の表示

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現 況		

- 3 申立ての趣旨
- 4 紛争の経過の概要
- 5 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 和解の結果によっては利害関係を有する者が生ずることがあるので、このような利害関係を有する者があると考えられる場合には、その者の氏名及び住所（法人である場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに利害関係を5の「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

和解の仲介申立調書

平成 年 月 日

- 1 申立ての年月日
- 2 申立人の住所及び氏名
- 3 相手方の住所及び氏名
- 4 紛争に係る土地の表示
- 5 申立ての趣旨
- 6 紛争の経過の概要
- 7 その他参考となるべき事項

以上は、申立ての内容に相違ありません。

申立人 住所
氏名 印

調書作成者 氏名 印

(記載要領)

- 1 申立人の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

和解の仲介の開始通知書

平成 年 月 日

申立人（被申立人） 住所
氏名 殿

農業委員会会長 印

下記1に記載する和解の仲介の申立てに係る紛争事件について、その和解の仲介を行なうこととし、農地法第25条第2項の規定に基づきその仲介委員を下記2のとおり指名したので通知します。

なお、今後、この事件に係る仲介手続きは、同法第25条第2項の規定により仲介委員が行なうこととなりますから、御了知ください。

記

1 事件名及び当事者の氏名

平成〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申立人 氏名

被申立人 氏名

2 指名した仲介委員の氏名

農業委員 氏名

〃 氏名

〃 氏名

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和解の仲介の開始通知書

番 号
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長 印

下記1に記載する和解の仲介の申立事件について、その和解の仲介を行なうため、下記2のとおり仲介委員を指名したので、通知します。

記

- 1 事件名及び当事者の氏名
平成〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件
申立人 氏名
被申立人 氏名
- 2 指名した仲介委員の氏名
農業委員 氏名
" 氏名
" 氏名
- 3 紛争の概要
(別紙申立書写しのとおり)
- 4 その他参考となるべき事項

(記載要領)

法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

和解の仲介の申出書

番 号
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長 印

下記1に記載する和解の仲介の申立事件については、下記2の理由により当農業委員会において和解の仲介を行なうことが困難（不適當）と認められるので、貴職において、和解の仲介を行なわれたく、申立書を添え、農地法第25条第1項ただし書の規定による申出をします。

記

1 事件名及び当事者の氏名

平成〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申立人 氏名

被申立人 氏名

2 申出をする理由

3 その他参考となる事項

（記載要領）

- 1 申立書又は申立調書及び申立人の同意書を添付する。
- 2 法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。

和解の仲介期日等の通知書

平成 年 月 日

申立人（被申立人、参加人）住所
氏名 殿

農業委員会
仲介委員 氏名 印

平成〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件（申立人〇〇、被申立人〇〇）に係る和解の仲介を、下記により行ないますので、御出頭願います。

なお、やむをえない理由により当日出頭出来ないときは、代理人を出頭させることも可能ですが、この場合には代理権を証する書面を提出してください。

記

- 1 和解の仲介の期日
平成 年 月 日 時より
- 2 和解の仲介を行なう場所
- 3 その他必要な事項

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和解の仲介の打切決定通知書

平成 年 月 日

申立人 (被申立人、参加人) 住所
氏名

殿

農業委員会
仲介委員 氏名 印

下記に記載する和解の仲介事件について、和解の仲介を行なってきましたが、当事者間に相当と認められる内容で合意が成立する見込みがないと認められるので、和解不成立として事件を打ち切ることに決定しましたので、通知します。

記

平成〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申立人	氏名
被申立人	氏名
参加人	氏名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和解の仲介申立ての取下通知書

平成 年 月 日

被申立人（参加人） 住所
氏名

殿

農業委員会

仲介委員 氏名

印

下記に記載する和解の仲介事件について、その申立人から和解の仲介の申立ての取下げがありましたので、通知します。

記

平成〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申立人 氏名

被申立人 氏名

参加人 氏名

（記載要領）

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和解の仲介結果通知書

番 号
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

農業委員会会長 印

下記1に記載する和解の仲介の申立事件について、和解の仲介が終了したので、その結果を通知します。

記

1 事件名及び当事者の氏名

平成〇〇年仲介第〇〇号〇〇請求事件

申立人	氏名
被申立人	氏名
参加人	氏名

2 和解の仲介の終了の期日

平成 年 月 日

3 和解の仲介結果

和解成立（又は和解不成立若しくは取下げ）

（記載要領）

- 1 当事者が法人である場合は、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記載する。
- 2 和解成立の場合には、和解調書の写しを添付する。

様式第18号の10（和解の仲介関係）

事 件 番 号	平成 年仲介第 号
申 立 年 月 日	平成 年 月 日
事 件 名	
申立人の住所氏名	
被申立人の住所氏名	
参加人の住所氏名	
仲介委員の氏名	
仲介の結果	平成 年 月 日 ○○
備 考	

（記載要領）

- 1 事件番号は、暦年ごとに一連番号とする。
- 2 事件名は、その申立ての趣旨により「貸付地返還請求事件」「耕作権確認請求事件」等と記載する。
- 3 「仲介の結果」欄には、仲介終了の年月日とその結果を、「和解成立」、「和解不成立」及び「取下げ」の区分により記載する。
- 4 その申立てに係る紛争が農地法第25条に規定する要件を欠くと認められ、農業委員会会長が仲介を行なわない旨を決定したときは、「仲介の結果」欄に、その決定の年月日及び「却下」と記載する。
- 5 農業委員会が都道府県知事に対して農地法第25条第1項ただし書の申出をしたときは、「仲介の結果」欄に、その申出の年月日及び「知事へ移送」と記載する。
- 6 仲介委員の交替、仲介途中において「知事へ移送」したときには所要事項を「備考」欄に記載する。

和解の仲介記録簿

1 事件の概要

事 件 番 号	年 仲介第 号
申 立 年 月 日	年 月 日
申立人の住所及び氏名	住所 氏名
相手方の住所及び氏名	住所 氏名
紛 争 の 概 要	

2 申立に対する処理

受 理	当事者への開始通知	年 月 日		
	知事への開始通知	年 月 日		
	仲 介 委 員 名	(仲介主任)		
知事への申出	申出年月日	年 月 日	理由	
却 下	理 由			

3 仲介の経過

期日・場所	出 席 者		仲 介 の 概 要
年 月 日 (場所)	仲 介 委 員		
	当 事 者	申 立 人	
		相 手 方	
利 害 関 係 人			
年 月 日 (場所)	仲 介 委 員		
	当 事 者	申 立 人	
		相 手 方	
利 害 関 係 人			

年月日	仲 介 委 員		
(場所)	当 事 者	申 立 人	
		相 手 方	
	利 害 関 係 人		
年月日	仲 介 委 員		
(場所)	当 事 者	申 立 人	
		相 手 方	
	利 害 関 係 人		

(小作主事が意見を求めた場合のみ)

4 小作主事の意見

意見聴取年月日	年 月 日
小作主事の所属氏名	
意見方法	口頭・書面・その他
意見要旨	

5 仲介結果

和解成立・和解不成立・取下	内 容
---------------	-----

6 知事への結果通知年月日 年 月 日

(記載要領)

- 1 1の「事件の概要」を申立書で代える場合は、事件番号のみ記載する。
- 2 2の「申立に対する処理」が「知事への申出」及び「却下」の場合は、3以下の記載は不要である。
- 3 4の「小作主事の意見」は、書面により意見が述べられたときは、記載を省略して差し支えない。なお、意見書を本記録簿に整理して保管する。

和解の仲介の開始通知書

番 号
平成 年 月 日

申立人 (被申立人) 住所
氏名 殿

沖縄県知事 印

〇〇農業委員会から申出のあった下記1に記載する和解の仲介事件について、農地法第28条第2項の規定に基づき、担当小作主事を下記2のとおり指定して和解の仲介を行なわせることとしましたので、通知します。

なお、今後の仲介手続は担当小作主事が行なうこととなりますので、御了知ください。

記

1 事件名及び当事者の氏名

平成〇〇年〇〇県仲介第〇〇号〇〇請求事件

申立人 氏名

被申立人 氏名

2 指定した担当小作主事の氏名

小作主事 氏名

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。

和 解 調 書

申立人 住所
氏名
被申立人 住所
氏名
参加人 住所
氏名

上記当事者間の平成〇〇年〇〇県仲介第〇〇号〇〇請求事件について平成 年 月 日
午前（午後） 時に において

仲介主任 仲介委員 氏名
" 氏名
" 氏名
〇〇〇農業委員会
事務局 氏名

が出席のうえ、仲介を行ったところ

申立人
被申立人
参加人

がそれぞれ出頭し、当事者双方は下記のとおり和解した。

和 解 条 項

- 1
- 2
- 3
- 4

以上の事項を関係人に読み聞かせたところ承諾した。

平成 年 月 日

〇〇〇農業委員会
仲介主任 仲介委員 氏名
" 氏名
" 氏名
申立人 氏名
被申立人 氏名
〇〇〇農業委員会
事務局 氏名

違反事案処理簿

(様式第19号の1-①)										(整理番号)																	
違反転用者の住所・氏名 (又は名称及び代表者)・ 職業		違反転用に係る土地				土地の所有者			違反転用の内容	違反転用の発生年月日	他の違反 法令名																
		土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)	氏名	住所	職業																			
関係者の種類 一般承継人 転得者 工事請負人 工事下請人	氏名及び 名称	住	所	職業	違反転用に至るまでの経過	付近の農林水産業 生活環境への影響	土地利用計画 との関係	農業委員会が 取った措置	違反事案報告書 ①県への報告年月 日(記号) ②県の受理年月日 (記号)	平成	年	月	日														
県がとった措置、処分の経過内容										平成	年	月	日														
										平成	年	月	日														

(様式第19号の1-②)

平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

違反転用行為の(※1)勧告書

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

違反者 住所
氏名

〇〇市(町村) 農業委員会会長 印

貴殿は、農地法第〇条第〇項の規定に違反して下記表示の転用行為を行っているので、ただちにこれを(※1)し、〇〇日以内に(※1)するよう勧告する。

なお、この違反行為について、知事へ報告し、農地法に基づき処分若しくは命令を受けるほか、刑事訴訟法に基づき告発されることがあるので、念のため申し添える。

※1 是正、中止、原状回復等、必要な勧告内容を記載する。

記

- 1 土地の所在・地番、面積(m²)

- 2 登記簿地目、現況地目

- 3 違反転用行為の内容・面積(m²)

違反転用事案報告

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

沖縄県知事

殿

市(町村)農業委員会 会長

㊟

農地法第51条第1項第 号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告する。

調査年月日	平成 年 月 日	違反転用発生日	平成 年 月 日							
違反転用の内容										
違反転用に関係する土地の所在等	土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)	土地の所有者			土地の所有者		
			登記簿		現況	氏名	住所	職業	氏名	住所
違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業	関係者種類	氏名及び名称			住所			職業	備考	
	一般承継人									
	転得者									
	工事請負人									
	工事下請人									
転用可処分 の内容	許可年月日									
	許可権者									
	許可に係る転用目的									
	許可に付した条件									
	許可を受けた転用事業者の氏名・住所及び職業	氏名	住所			職業				
違反転用に至るまでの経過										
付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況										
違反転用に関して他の法令等により許認可等を要する場合はその手続等の状況										
土地利用計画との関係	(農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域又は農用地区域、都市計画法に基づく市街化区域又は市街化調整区域、工場立地法に基づく調査対象団地その他の土地利用計画との関連及び影響の有無について記載する。)									
特定土地改良事業等の実施状況	事業の種類	事業施行者	施行面積	違反転用に関する面積			施行時期			
関係者からの事情聴取の内容										
農業委員会のとった措置										
農業委員会の意見										
その他参考となるべき事項										

(添付書類) 1 違反地係る位置図、地形図(縮尺1/2,500~1/5,000)、地積図 2 周辺状況図及び写真 3 土地登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)

平成 年 月 日
第 号

沖縄県知事

殿

〇〇市(町村)農業委員会 会長 氏名 印

違反転用事案に係る勧告(命令)の履行完了について

平成 年 月 日付〇〇第 号(〇〇第 号)による勧告(命令)について、
現地調査等の結果、勧告(命令)が完全に履行されていることを確認しましたので報告し
ます。

勸 告 書

農 政 第 号

平成〇年〇月〇日

違反転用者住所

違反転用者名

沖縄県知事 氏 名 印

貴殿は、次のとおり、農地法第51条第1項第〇号に該当しているので、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに工事その他の行為を停止してください。(又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。)

期日までにこれに応じない場合には、同項による処分(命令)を行う方針です。

違反行為に係る 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積(m ²)
			公簿	現況	
法第51条第1項に 該当する内容及 びその理由					

- 1 この通知書の中止(原状回復)勧告の履行を完了したときは遅滞なくその旨を書面により農業委員会を經由して当職あて届け出ること。
- 2 この通知書の中止(原状回復)勧告の履行を定められた期間内に完了できなかったときは、その理由及び勧告の履行状況についての報告書を農業委員会を經由して当職あて提出すること。
- 3 この通知について不明な点は農林水産部農政経済課又は〇〇農林水産振興センター(〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)に連絡すること。

通 知 書

第 号
平成〇年〇月〇日

違反者住所

氏 名 殿

沖縄県知事 氏 名 印

貴殿は、次のとおり、農地法第51条第〇号の規定に掲げる者に該当し、平成〇年〇月〇日付け農政第〇〇号にて、勧告を行ったところであるが、これに応じないため、同条の規定により下記のとおり、処分又は命令をする方針であり、聴聞を行うので出頭されたい。

記

1. 処分及び命令等の内容と根拠法令：
2. 処分及び命令等の履行期限：
3. 処分及び命令を行う理由：
4. 聴聞の日時及び場所：
5. 担当部署：住所 〇〇課 担当 tel:〇〇 FAX:〇〇

違反行為に係る土地の所在、地番、地目、面積又は建築物等	土地又は建築物等の所在	地番	地 目		面積	建築物等	
			登記簿	現況		棟数	面積
					m ²	棟	m ²
法第51条第1項に該当する内容及びその理由							

(教示)

1. 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日へ出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
2. 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

通 知 書

第 号
平成〇年〇月〇日

違反者住所

氏 名 殿

沖縄県知事 氏 名 印

貴殿は、次のとおり、農地法第51条第〇号の規定に掲げる者に該当し、平成〇年〇月〇日付け農政第〇〇号にて、勧告を行ったところであるが、これに応じないため、同条の規定により下記のとおり、処分又は命令をする方針であるので、これに対し意見があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して〇〇日以内に弁明書及び当該主張に係る証拠書類を下記担当者まで提出し、その事情を弁明されたい。

記

1. 処分及び命令等の内容と根拠法令：
2. 処分及び命令等の履行期限：
3. 処分及び命令を行う理由：
4. 提出先：提出先住所 〇〇課 担当 tel:〇〇 FAX:〇〇

違反行為に係る土地の所在、地番、地目、面積又は建築物等	土地又は建築物等の所在	地番	地 目		面積	建築物等	
			登記簿	現況		棟数	面積
					m ²	棟	m ²
法第51条第1項に該当する内容及びその理由							

処 分 書

沖縄県達農第 号
平成〇年〇月〇日

違反転用者名 殿

沖縄県知事 氏 名 印

農地法第51条第1項の規定により次のとおり処分します。

処分の内容	平成 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で行った〇〇市(町村)字〇〇××番地の土地(m ²)に係る農地法第4条第1項(又は第5条第1項)による許可処分は、これを取り消す。
処分を行う理由	

命 令 書

沖縄県達農第 号
平成〇年〇月〇日

違反転用者住所
違反転用者名

沖縄県知事 氏 名 印

農地法第51条第1項の規定により次のとおり措置することを命じます。

停止すべき行為又は講ずべき原状回復等の措置の内容	
原状回復等の措置の履行期限	平成 年 月 日
命令を行う理由	

(留意事項)

- 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員会を經由して当職あて届け出てください。
- 2 原状回復等の措置の履行を定められた期間までに完了することができなかつたときは、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書を農業委員会を經由して当職あて提出してください。
- 3 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第51条第3項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがあります。
- 4 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴殿(御社)から徴収することがあります。

(記載要領)

- 1 行為の停止を命ずる場合には、直ちに行為を停止するよう命ずることとなるため、「原状回復等の措置の履行期限」欄には記載する必要はない。
- 2 (留意事項)は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。

〔 教 示 〕

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県知事に審査請求(同法19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。))を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※指定市町村や、権限委譲を受けた市町村にあつては、下線の部分は、「県」は、「市町村」、「県知事」は「市町村長」と記載すること。

〔 教 示 〕

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19号第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※指定市町村にあつては、下線の部分は記載しないこと。なお、指定市町村にあつては、二重下線の部分は「農林水産大臣」は「県知事」、「県」は「市町村」、「県知事」は、「市町村長」と記載すること。

第 号
平成〇年〇月〇日

沖縄県知事

殿

違反者住所

違反者氏名

印

違反転用事案に係る勧告(命令)の履行状況について(報告)

〇〇年〇月〇日付け第〇号にて、本市(町村)字〇〇××番地における農地法第〇条第1項違反の転用行為に係る指導勧告(命令)について、その履行状況を下記のとおり報告します。

記

1 勧告(命令)の履行状況

2 完全履行の今後の見通し等参考となるべき事項